

令和5年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和5年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。  
 この内容により、令和5年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、  
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いします。  
 なお、額についてはR6.3.14現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動する場合があります。

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	73,718	127,438	127,438	127,348	127,018	126,718	125,868	125,018	125,018	123,228	123,158	128,038	
	3歳児	73,718	73,628	73,628	73,538	73,208	72,908	72,058	71,208	71,208	69,418	69,348	74,228	
	4歳以上児	55,778	55,688	55,688	55,598	55,268	54,968	54,118	53,268	53,268	51,478	51,408	56,288	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間	0歳児	204,830	204,750	204,710	204,650	204,500	204,470	198,430	204,410	200,390	204,330	204,330	210,520
			短時間	201,690	201,610	201,570	201,510	201,360	201,330	195,380	201,270	197,310	201,190	201,190
	標準時間	1・2歳児	117,540	117,460	117,420	117,360	117,210	117,180	113,750	117,120	114,850	117,040	117,040	123,230
			短時間	114,400	114,320	114,280	114,220	114,070	114,040	110,710	113,980	111,770	113,900	113,900
	標準時間	3歳児	65,470	65,390	65,350	65,290	65,140	65,110	62,650	63,350	62,290	61,570	61,570	69,460
			短時間	62,150	62,070	62,030	61,970	61,820	61,790	59,430	60,030	59,040	58,250	58,250
	標準時間	4歳以上児	48,170	48,090	48,050	47,990	47,840	47,810	45,870	46,050	45,340	44,270	44,270	52,160
			短時間	44,850	44,770	44,730	44,670	44,520	44,490	42,650	42,730	42,080	40,950	40,950

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	1,880	4,700	4,700	2,580	700	4,700	4,700	4,700	3,760	3,990	4,230	3,520
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------